

平成23年3月28日

関係各位

株式会社東京ドーム 舞姫事故調査委員会

「スピニングコースター舞姫」における事故原因等の調査と安全対策に関するご報告

本年1月30日、弊社施設「東京ドームシティアトラクションズ」（以下「当該施設」といいます）のアトラクション「スピニングコースター舞姫」（以下「当該アトラクション」といいます）における転落によりお客様がお亡くなりになるという大変痛ましい事故が発生いたしました。

お亡くなりになったお客様には謹んで哀悼の意を表しますとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。また、ご遺族に衷心よりお詫び申し上げますとともに、関係各位にも多大なるご迷惑をお掛け致しましたことをお詫び申し上げます。

弊社は、事故発生以降、警察による捜査に全面的に協力致しております。また、直ちに「舞姫事故調査委員会」（委員長：代表取締役社長久代信次）を設置し、当該施設の営業を停止するとともに、事実関係の調査および事故原因究明に努めております。

事故調査委員会では、現在のところ、下記のとおり不十分な指導に基づくオペレーションが今回の事故の直接の原因であるとの認識を持っておりますが、引き続き徹底的に原因究明に努める所存です。

弊社は、二度とこのような事故を起こさないために、全社をあげて取り組んでまいります。

記

1 事故調査委員会の設置

弊社は、平成23年1月31日に、社長を委員長とする「舞姫事故調査委員会」を設置致しました。

2 現段階において考えられる事故原因等

事故調査委員会は、第三者の協力を得ながら、弊社としての事実関係の調査および事故原因の究明を進めております。

そして、現在、以下のとおり不十分な指導に基づくオペレーションが直接的な事故原因であると考えております。

まず、弊社が平成12年3月18日に当該アトラクションを導入した当初は、運行するにあたり、乗り物に設置された安全バーがロックされたことを触診（「手で触れての確認」）のこと。以下同様。）により確認しておりました。

しかしながら、このことが当初から運行マニュアルには記載されておらず、口頭による指導にとどまっていたことなどから形骸化し、触診による確認から目視による確認へと指導内容および実際のオペレーションが変更され、危険性を完全には払拭できない運行を許容するものとなっております。

そして、現在のところ亡くなられたお客様がご乗車になった乗り物の安全バーに不具合は認められておりませんし、当該アトラクションにおいて一旦安全バーがロックされれば降車口まで安全バーが解除されることはありませんので、亡くなられたお客様の安全バーはロックされておらず、そのことを目視によって確認したに過ぎなかったために看過し、運行してしまったためにお客様が転落するに至ったものと認識しております。

また、弊社においては、運行マニュアルに安全バーのロックを確認することと記載するのみで、触診によって確認することおよびその理由を記載していなかったことについての問題意識がありませんでした。しかも、運行現場においてオペレーションが

変更されていることについても管理者が把握しておりませんでした。弊社は、このため、お客様に対する危険性を完全に払拭するに至らない運行を許容する結果になってしまったものと認識しております。

以上が現段階における事故原因に対する弊社の認識であります。事故調査委員会は、今後とも引き続き安全対策の確立に向け徹底的な原因究明に取り組んでまいります。

3 運行マニュアルの見直しと施設面に対する安全性のチェック

事故調査委員会は、万全な安全対策を確立するために、当該施設の全アトラクション（当該アトラクションを除く全17機種）について、各アトラクションを稼働させての実査のほか、施設内において少しでも危険であると感じられる箇所の洗い出し、運行基準の確認、運行基準と運行マニュアルの整合性の確認、危険性を払拭する運行方法の追求、整備基準の確認、整備基準と整備マニュアルの整合性の確認など施設および運行の両面から安全性を厳しく検証しております。

その結果、幾つかのアトラクションにおいて安全性をより高めるべき点が明らかになったほか、運用面でも運行マニュアルや報告・連絡体制に不備が認められました。また、弊社の子会社が運行する遊戯施設においても、各種設備の状態や、施設全体の安全性に関する総点検を実施致しました。

4 総合的、抜本的な安全対策の確立に向けた取り組み

弊社は、二度とこのような事故を起こすことのないよう、全社をあげて安全文化の確立に取り組むとともに、アトラクションに関する安全対策全般を総合的・抜本的に見直してまいります。

具体的には、以下の6点が安全対策確立の柱となります。

- ①各アトラクションが依拠すべき安全基準の設定
- ②安全基準に基づく運行マニュアルの整備
- ③安全基準に基づく施設面の整備
- ④社内教育体制の整備と運行マニュアル厳守の徹底
- ⑤安全対策の履行状況全体に対する適切なモニタリングシステムの整備
- ⑥安全の確保を最優先とするにふさわしい組織と人員配置の追求

なお、安全対策確立までの措置として、当該施設の全アトラクションの営業を停止しております。また、第三者による客観的な視点を採り入れることで安全対策を一層確かなものとするため、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社をアドバイザーとして選定し、評価、助言を受けてまいります。

5 全社的な安全対策と安全文化の確立

弊社は、各アトラクションに関する安全対策にとどまらず、全社的な安全対策を講じるとともに、全役職員に対する教育などを通じて、安全確保に対する強い気持ちを風化させないための安全文化を築き上げる所存です。

6 今後について

弊社は、今回の事故を契機として、お客様に安心してお楽しみいただけるアトラクションズを創り上げてまいります。具体的な安全対策の確立に向けた施策につきましては、本年4月下旬を目途にお知らせできるよう準備を進める所存です。なお、弊社ウェブサイト (<http://www.tokyo-dome.jp/>) に、安全対策確立に向けた取り組みに関する専用ページを設け、取り組みの進展について随時ご報告させていただきます。

以上